

本資料は、年金記録問題に関するアンケートのうち、社会保険庁の元部長以上の職（長官、次長、総務部長、運営部長等）にあった者（47名）からの回答です。

なお、個人が特定される可能性がある部分についてはマスキングを行っております。また、回答票2の提出がなかった者がいます。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p><input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

申請主義に対し、大幅に職権主義を導入する(夫の加入年度変更は保)妻の第3号被保険者の届出の問題)

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和48年頃、年金手帳のスタート時点で、総務による氏名変更により記録がつかなくなるケースが多いことなどから、手帳の必要性が議論されていた。
なお、その後において、年金記録については業務センターの専管業務であったと考えている。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の年金手帳は、制度的にみても不十分なものではあるが、それでも意味あるものと考えている。結局、基礎年金番号で最終的には解決されるのではあるが、しかし申請者の問題などが残っている。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(a) 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道されたような事柄で、気になったりする具体的な事実を二、三掲げます。

1. 被保険者の資格を証明し、記録の大切さを知らしめる役割を果たす年金帳の大切さについて、これまで審議会答申でも述べられ、当局が周知に努めてきた筈だが、この紛失あるいは重複所持がどうなっているか。被保険者側にも自主努力の責任があるのでは…。
2. 在職老齢年金の受給女子は増額のために資格喪失(10-1化)、報酬減額を希望し、実行している(時には逆だ)事例がかなりある。記録訂正すると年金返納になるのではなか。
3. 国甲の任意加入者は、保険料の納付を怠ると資格喪失となる規定があった筈。「知らないうちに脱退」との報道が役所の落度のように言われているが、当局や職員はよく説明しているのだろうか。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 。 「解決」は難しいのではないかと、当局は最善の努力を払うべきだが、行政庁として出来ることには限度がある。
- 。 報道機関の論調からすると、「解決」とは「不満の解消」を言うのではないかと、完全にこれが出来るとは思えない。
(理由) 1 被保険者側の思い違いがある。たとえば国保料や他の納付を国年保険料納付と錯覚している者がいる。
2 厚年記録は、事業主の届出に基づいているが、この届出が真正でないかも知れない。氏名、年齢を確認している雇入れ、保険料納付期限のための報酬届出題の改定など。
- 。 「解決」するむねの方針公表はすべきではない。
出来ることを地道に実行し、その努力を知ってもらうことしかない。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 被保険者にも 事業主にも 資格記録が 将来の年金給付の基礎となる重要な資料であるとの認識が薄かった。
そのため、資格を証明する被保険者証、年金手帳を重複して取得、保持し、あるいは廃棄する者が多数存在したと。
- これは、[redacted]に知った。当時は、[redacted]勤務。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 被保険者が自分の資格記録を正確かつ容易に知り得る機構組織の構築(体制およびシステム)が基盤となるので、そのため オンライン・システムの連携に努めた。
- 反省点としては、記録に投入する資源量(予算と人員)が決定的に不足していたが、査定当局の理解を得られなかった。また、国策全体(単年度予算、定額削減)からも困難だった。社保庁内部では、記録問題は一部の部署の認識に止まり、組織全体の問題意識は希薄だった。これは、地方事務官問題が最大かつ決定的な影響を及ぼしたと思う。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. <input checked="" type="radio"/> 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に84年分。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

長妻大臣の指摘を以て、以後の皆さんに精一杯
頑張る、という気持ちがない、と考えている。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

着任してから年末までは、今の組織改革 [redacted] に追われ、年明けからは OECDにおける [redacted] 社会保障大臣会合の司会準備に没頭しており、年金記録問題については、全く認識がありませんでした。問題の存在を知ったのは、5年前の云々として報道されたときから最初です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この数年でマスコミ報道が知るところであり、どう対応するかは殆ど何もありません。年金特別便費と社会保障庁との連絡、誠実に回答するのみです。このような大きな問題があることに全く気が付かずに何故なのか、これが反省点です。

ご協力、ありがとうございました。



必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p><input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は、厚生省在職中、医療保険の業務には長い間従事しましたが、年金保険については、企業年金^(企業)に半年だけ従事し、年金記録の企画や現業業務に従事したことはありません。従って、残念ながらご質問にお答えできる知識経験がありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民にとって不利益なものは是正すべきと思いますが、一方で年金不信の風潮があることは好ましくないと考えられます。国民に向けて、年金制度の理解を深めるような方策を講じて頂きたい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在籍中には、年金記録問題が大きく取り上げられた~~こと~~記憶はありません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思われましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>① 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成19年2月頃、国会予算委員会でのマスコミ報道を通じ、社会保険庁への信頼の揺らぎに同僚や部下大問題であることが認識を有するに至り [REDACTED]

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁の信頼性の低下、庁内での指導に及ぶ点、独自の年金削減政策への対応、独自の推進に及ぶ点、最末期の対応。幹事として独自の各事務所の巡回、指導の徹底。 [REDACTED]

(反省点)

①独自の指導(管理本部の年金削減の必要性に不向きな人々の確保に及ぶ点)

②削減後の日主(年金削減の感念的を見直しに及ぶ点) [REDACTED]

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p><input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

籍にありません。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に記録はっていくしかないと
思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

この問題について、当初の認識は、た
数年前に新聞等の報道により、
知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとして
ましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反
省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません。
申請を義務とする仕組みが皆様に与える
思いです。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p><input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。


(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施している事をスピードアップすれば良いと
考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

口会審議の際、
それを見ていたたい。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思われましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の " "での対応を見ていたたい。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

マイナンバーを適じた普及啓発と年金通知を繰り返し
進め実施することが重要ではないかと思っております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金番号を一えいしていくことにより、適切な把握ができていくようになっていきました。問題があることを知ったのは、マスコミ等を通じて報道をされて以降のことです。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思われましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時としては、年金番号制度を通じて、適正なものを作っていくものと考えていました。その点のアップロードが十分できなかったかどうかという問題が残ると思います。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 <input checked="" type="radio"/> b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

質問3, 4 に関連して述べたい。~~が~~

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険業務を離れて [] 以上経過して
より、社 [] を退き新しい記憶、判断力の高さという自覚はありますので
特段の申し上げはございません。